○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)

	法律(平成二十三年法律第四十号)
(新設)	三 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する
二 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)	二 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)
(昭和二十五年法律第百六十九号)	(昭和二十五年法律第百六十九号)
一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
律とする。	律とする。
第三十八条 法第十九条に規定する政令で定める法律は、次に掲げる法	第三十八条 法第十九条に規定する政令で定める法律は、次に掲げる法
(災害復旧事業費の国庫負担等に関する法律の指定)	(災害復旧事業費の国庫負担等に関する法律の指定)
現行	改正案

(傍線は改正部分)

改正案	現行
(災害復旧事業費の国庫負担等に関する法律の指定)	(災害復旧事業費の国庫負担等に関する法律の指定)
第十二条 法第十三条に規定する政令で定める法律は、次に掲げる法律	第十二条 法第十三条に規定する政令で定める法律は、次に掲げる法律
とする。	とする。
一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
(昭和二十五年法律第百六十九号)	(昭和二十五年法律第百六十九号)
二 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)	二 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)
三 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する	(新設)
法律(平成二十三年法律第四十号)	

(傍線は改正部分)